

第8回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成 15年 2月 13日午後 1 時 30分 招集
- 2.平成 15年 2月 13日午後 1 時 30分 開会
- 3.平成 15年 2月 13日午後 3 時 30分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	笹 原 瑞 穂
4 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
8 番	一の宮町	園 田 盡
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
19 番	産 山 村	井 道 行
20 番	産 山 村	井 正 明
21 番	産 山 村	井 武 也
22 番	産 山 村	井 正 吾
23 番	産 山 村	市 原 正 文
24 番	産 山 村	井 博 信 子
25 番	産 山 村	井 工 ミ 子
26 番	産 山 村	渡 辺 裕 文 也
27 番	産 山 村	井 信 也
28 番	波 野 村	市 原 新
29 番	波 野 村	志 賀 安 男
30 番	波 野 村	水 野 日 出 男
31 番	波 野 村	後 藤 新 一
32 番	波 野 村	阿 南 洋
33 番	波 野 村	市 原 正 次
34 番	波 野 村	岩 下 利 明 子
35 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
36 番	波 野 村	大 塚 國 勝
37 番	振 興 局	岩 下 直 昭

欠席議員

16番 阿蘇町 丸山信義
17番 阿蘇町 小笠原徹朗
18番 阿蘇町 大塚友光

7.説明のため出席した者の職氏名

無し

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬國興	次長	大塚俊彦
局員	井八夫		井野孝文
	今村清信		高藤裕樹
	井利則		高橋祐一
	坂口英明		

9.議事日程

(1)協議事項

協議第 10 (継続)国民健康保険の取扱いについて
協議第 12 (継続)新市の事務所設置の方式について
協議第 13 選挙区定数について(協議第4号関連)
協議第 14 地方税の取扱いについて
協議第 14-2 納税組合・各種奨励金の取扱いについて
協議第 15 姉妹都市の取扱いについて
協議第 16 国際交流事業の取扱いについて
協議第 17 広報・公聴関係事業の取扱いについて

(2)提案事項

提案第 1 新市建設計画について(将来ビジョン)
提案第 2 投票区の見直し・開票所の選定について
提案第 3 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
提案第 4 学校教育関係の取扱いについて

(3)その他

午後1時30分 開会

日程第1 開会

合併推進協議会事務局長(岩瀬) それではまもなく定刻になりますけれども、まず研修が始まります前に、先日他町村の研修を行いました、そのことについて皆様方にご報告させていただきます。

さる1月31日に実施いたしました協議会先進地研修視察につきましては、大変ありがとうございました。2日間に分けて天草2市8町合併協議会と天草上島4町合併協議会の研修をいたしました、ご多忙な中に参加いただきましてありがとうございました。協議会委員23名、町村長会2名、幹事会3名、事務局4名の合計32名の者が参加いたしましたが、先進地に学び有意義な研修であったと思います。参加者の方には、ご負担をいただきましたが事務局もこの研修を活かしてしっかり努力したいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

なお本日のお配りしております資料などに、一部訂正させていただきたい点がありますので会議の前に訂正方をお願いしたいと思います。お配りしました資料の中に新市将来ビジョン構想素案というのが、A版で見開きになっておりますけれどもこれをご覧いただきたいと思います。こ

れの裏側に合併までの手順というのを一応お出ししておりますが、これは実際は現在企画部会で検討してきてやっとここまで来たところでございます。したがって印刷にまわす段階で、まだ載せてはいけない文字をちょっと出して印刷になってしまいましたのでこれを訂正していただきたいと思っております。一番上の合併までの手順のところ、黒文字で大きく任意協議会、次に法定協議会の設置というのがありますけれども、この上に平成 15 年 7 月予定と文字が印刷されておりますけれどもこの文字を抹消させていただきたいと思っておりますので訂正方お願いいたします。

それでは定刻を少々過ぎましたけれども、ただいまから第 8 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を開会させていただきます。本日の会議は、お手元にお配りしました会議次第にしたがいまして進めさせていただきます。なお本日の会議は、3 名の方が欠席されておりますけれども定足数を満たしておりますのでご報告申し上げます。

それでは、始めにまず河崎会長がご挨拶を申し上げます。

日程第 2 あいさつ

河崎会長あいさつ

会長（河崎敦夫） 一言ご挨拶申し上げます。立春は過ぎましたものの朝夕の厳しさは、以前として厳しいようでございますが、本日は第 8 回目の協議会を開催いたしましたところ委員各位には、公私ともに大変お忙しい中に出席賜りまして誠にありがとうございます。

ただいま事務局のほうから報告ございましたように、さる 1 月の末日に天草方面の合併協議会の研修ということで皆様方それぞれよりよき研修をされてこられたと思っております。大変私ごとで恐縮でございますが、ちょうど全国町村長会がございまして出席できなかったことで残念に思っておりますけれども、皆様方が一生懸命研修されたことにつきましては、事務局からの報告もいただいておりますし、大変意義ある研修ではなかったろうかとこのように思っております。

さて、阿蘇郡内の 12 カ町村のうち 10 カ町村がそれぞれの枠組みで現在、久木野、白水、長陽に 1 つそれから、また小国、南小国が 1 つ、蘇陽、清和、矢部が 1 つ、そしてこの中部 4 町村ということで 4 つの合併協議会が設立いたしまして、合併に向かっての討議討論がなされておるわけでございますが、各町村ともそれぞれの思いがあるかと思っておりますけれども、これはやはり冒頭にもこの任意協議会発足当時にも申し上げたように避けて通れないお互いの町村の将来図を描く為の基本的なことだということでご理解いただいております。それぞれの委員さんの意志が合併に向かって一步一步前進していくことが大事ではなかろうかと思っております。また、それに加えて一つ一つの議案事項が正式に議決されるまでの議論討論もまた必要不可欠だと思います。そういう意味で前向きにそして建設的なご意見を賜りながら、一步一步前進してまいりたいと思っております。

まず議事進行の前に一言ご挨拶を申し上げます。ありがとうございます。

事務局長（岩瀬） ありがとうございます。次に本協議会顧問であります岩下振興局長様にご挨拶をいただきます。

阿蘇地域振興局長あいさつ

阿蘇地域振興局長（岩下直昭） どうもみなさんこんにちは。2 月 5 日に阿蘇北部小国郷地域の合併についての任意協議会が成立いたしまして、熊本県内の合併の枠組みはほぼ出揃ったところでございます。県下 94 市町村のうち 78 の市町村が、法定協議会または任意協議会に参加しております。郡内の状況でございますが、昨年 10 月に設立しました南阿蘇の 3 村におきましては、先週 2 月 5 日の任意協議会で今年の 4 月 1 日に法定協議会を立ち上げるということに決まったところでございます。そういうことで県内の各地域の法定協議会、任意協議会がほぼ出揃ったところで、これからはそれぞれがすばらしい町をめざしての競争になると思いますが、当阿蘇中部にお

いては他の地域に負けないような合併のすばらしい町づくりをめざして委員各位の活発なご意見を期待していきたいというふうに考えております。

ところで先日7日でございますが、熊本市で市町村長さんのトップセミナーというのがございまして、内容は男女共同参画社会づくりということで塩谷知事が2、30分話をしたわけでございますが、ポイントだけご紹介申し上げますと男女共同参画づくりがどうしても大事なのかという話ですが、まず1つは当然のことながら人権が尊重される社会を実現していくということ、2つめは少子高齢化になりますと労働力が不足することも十分予想されているわけですが、その時にやっぱり社会に埋もれている女性の力を活かす必要がでてくるということ、そして3つめにこの男女共同参画社会の実現が地域社会そのものをより豊かにし活力あるものにしていく可能性をもっているということ、そして最後に未来の世代にこの熊本という地域を立派な姿でバトンタッチしていく責任があるとそういうことで男女共同参画社会を自分としては目指していくんだと皆さんとともに作り上げていきたいというお話が市町村長さん方にあったところでございます。この協議会には女性の委員さんも4名入っていらっしゃるわけでございます。今申し上げましたような視点、人権それから女性の力を活かすそしてそのことが地域社会を豊かにするそして、結果的に未来の世代にすばらしい熊本すばらしい阿蘇を残していく、これらの視点から女性の委員さん方からもぜひ積極的活発なご意見をお願いできればありがたいというふうに思っております。

さて、次に現在の財政等の状況について若干触れさせていただきます。ご承知のとおり長引く不況の影響を受けまして県税の収入見通しが当初の見通しよりも52億円減額修正されておまして皆様方も報道等でご承知のとおりかと思っております。また、私前回の協議会でのご挨拶の時に来年度の地方財政対策の内容についてお話をさせていただきましたが、地方税あるいは地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少、それから地方の借金であります公債費の大幅な増加これらによりまして地方財政全体の通常収支の不足額は前年から約26パーセント増えておまして13兆4,500億円の不足を生じておるわけでございます。そういうことで地方にとりましても平成15年度に引き続き大変厳しい財政運営を強いられることが間違いのないところでございます。県の財政といえますか平成15年度の予算編成もだいたい終わりました、土曜日に新聞等で発表されますが、やはりかなり財源不足が生じておまして資金の取り崩し等で、かろうじて予算を決めたという状況になっておるところでございます。そういう状況の中で委員の各位におかれましては、この協議会が現在の町村の枠を超えて4町村全体の将来を共に考えていただく建設的な場であることを十分ご認識いただきまして、子や孫に渡すすばらしい町作りを目指していただきまして、今後の協議を進めていかれることをお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

事務局長（岩瀬） どうもありがとうございました。それでは、早速会議のほうに移らせていただきますが、毎回お願いいたしておりますとおり議事録作成の関係上ご発言いただきます方は、マイクのまわりました後ご指名を告げられてご発言いただきたいと思っております。それでは、議事の進行につきましては河崎会長の方よろしくお願いたします。

会長（河崎敦夫） それでは、早速会議をはじめたいと思っております。

日程第3 会議録署名委員の指名

会長（河崎敦夫） まず本日の会議録署名委員は一の宮の笹田陽三委員さん。阿蘇町の松村勝美委員さんをお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4 会期の決定

会長（河崎敦夫） 続きまして会期の決定でございますが、会期は本日一日といたしたいと思

いますがこれに御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 会期は本日一日といたします。

日程第 5 議題（1） 協議第 10号 （継続）国民健康保険の取扱いについて
協議第 12号 （継続）新市の事務所設置方式について
協議第 13号 選挙区定数について（協議第 4号関連）

会長（河崎敦夫） それでは、早速議題に移らせていただきますが、まず始めに前回からの継続協議について事務局からの説明をお願いいたします。

事務局次長（大塚） それでは、前回からの継続協議について事務局のほうから簡単にご説明をさせていただきます。

まず協議第 10号の国民健康保険の取扱いについてでございます。資料の 1 ページをご覧くださいと思います。国民健康保険の取扱いにつきましては前回の協議の中で専門部会におろして根本的に多面的にもう少し検討してほしいというようなご意見があり継続となっております。今部会のほうに厚生部会のほうにおろしておりますけれども部会のほうから、まことに申しわけありませんけれどももう少し時間をいただきたいというような言葉がございます。それでこの件につきましては、本日もまた再協議ということでお願いできないかというように考えております。よろしくをお願いいたします。

会長（河崎敦夫） はい、今事務局から報告ございましたように国民健康保険の取扱いについては再度再継続ということでございますが、いかが取り計らいますか。そういうことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは協議第 10号の国民健康保険の取扱いについては再継続ということに決定いたしました。次に大事な問題でございますが、協議第 12号新市の新市かどうかわかりませんが、事務局から事務局の方式をどうするかも含めて説明をお願いいたします。今回この疑問について修正のうえ提案してということでございますが、事務局から何か報告ございましたらお願いします。

事務局次長（大塚） 事務局から説明させていただきます。今、会長のほうから発言がございましたけれども、前回事務局のほうからは設置の方式も含めまして小委員会で検討させていただきたいということでご提案させていただきました。本日の資料の 1 ページ目には、協議第 12号ということで新市の事務所設置方式及び位置については合併協議会委員で構成する小委員会を設置し検討するというご提案させていただきました。この件につきましては、波野村のほうから協議会で協議をしていただきたいというご意見がございましたけれども、事務局のほうからは前回ご説明しましたとおりこういった提案で出させていただいております。その件についてまず波野村の方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

波野村（後藤新一君） 新市の事務所設置の方式について、ただいま事務局から説明がありましたように総合方式ということでお願いしましたところであります。これにつきましては、再三持ち帰りまして検討いたしました。その結果本庁方式ということでまとまっております。ただ付け加えておきますが、支所においてはやはり住民に直接かかわりのある業務全般にわたってとり行うように前もって強くお願いをしておきます。この一例としては、すでに合併されておりますさぬき市の例を取り上げておりますのでどうぞそのへんをよろしくご認識の上ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

次の小委員会については原案のとおりですね。小委員会を設置することになるということでございます。ただその小委員会の構成する人数ですね、これについては 3 名ぐらいが好ましいので

はないかということになっております。またその3名の選出については、それぞれ町村にまかせてもらいたいというご意見でございます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございます。今の波野さんのご意見について各町村何かございますか。事務局は。

事務局次長（大塚） 今回の波野さんのご意見で小委員会ということで4町村一致したと思えますけども、委員の人数につきましては一の宮から前回3名というご意見がございました。そして今、波野村からも3名でというようなご意見ございましたけども、その件につきまして3名でいいのかそのあたりを協議会の場でご協議いただきたいと思います。ちなみに事前にちょっとご説明させていただきたいと思えます。資料の3ページ目をお開きください。後ほどの協議で協議されます選挙区ごとの定数の分も入っておりますけれども左のページです。新市の事務所設置方式及び位置候補地選定小委員会設置規程ということで書かせていただいております。小委員会の所掌事項としましては4町村が第2条にございますけれども、4町村が新設合併した場合における新市の事務所設置方式及び位置候補地の選定、それと現有庁舎の有効利用についてというようなことで書いております。そこに小委員会は第3条で8名と書いておりますけれども、もう一度協議でここを各3名ずつであれば変更をお願いしたいと思います。そして小委員会の役割としまして第7条8条のところをご覧いただきたいと思いますけれども、第7条で委員長が小委員会における審議の経過及び結果について随時本協議会の会議に報告するものとする。そして、小委員会の委員の任期は第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了する。最終的には協議会が確認を行うということになっております。こういった形で設置規程を案として出させていただいております。先ほどの人数のことも含めましてご協議をお願いしたいと思います。

会長（河崎敦夫） ただいま小委員会設置規程の中で重要事項つきまして事務局からもございました。現在のところ小委員会を設置することに全員賛成だと思えますが、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは、小委員会の人数を2名にするか3名にするかということになるろうかと思えますが、一の宮さん3名ですか。

一の宮町（笹原瑞穂君） はい。

会長（河崎敦夫） 阿蘇町さん、3。産山さん、3。それでは全部3ですね。これ設置規程案を第3条の小委員会は、総数12ということに訂正していただきたいと思います。そして、各町村2名という案を3名ということでそういうことでお願いいたしたいと思います。

事務局次長（大塚） それでは申しわけございません。第10号と第12号が今のお話で確認をさせていただきましたので第13号から第17号までにつきましては前回提案した事項でございます。それで各町村のご意見をこの場でお伺いしたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

波野村（後藤新一君） 小委員会の規程これについてはまだ案ですが、これは協議しなくていいんですか。一応決定したほうがいいんじゃないですか、私はそう思います。

事務局次長（大塚） すいません。その案につきましてもこの場で確認をお願いいたします。

会長（河崎敦夫） 協議事項の中で新市の事務所設置及び位置候補地選定小委員会設置規程というものが協議事項の一つ入らないかんわけです。規程案というのが、この事務局の提案が前後いたしておりますけれども、まずお諮りいたしたいと思います。この新市の事務所設置方式及び位置候補地選定小委員会設置規程案を議案として審議していただきたいと思います。これにご意見ございませんか。

産山村（井 正明君） 産山村の井正明ですが、今12号検討しておりますが13号にも小委員

会を設置し検討するということになっておりますので、これもこっちを先にしてから今の設置規程の法に言ったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

会長（河崎敦夫） 両方小委員会を設置になるというわけですか。

産山村（井 正明君） 両方とも小委員会設置になっておりますので同じ小委員会でやるのか別の小委員会でやるのかということも、この場で検討していただいて同じ小委員会でやるとなればその後で規程のほうをやったらどうかと思いますが。

会長（河崎敦夫） ただいま産山の井委員さんからの発言がございましたが、この事務所の設置小委員会それと議会議員の選挙区ごとの定数に関する小委員会等々の委員会規程案がございますが、これどのような形で取り組んだらよろしいか議長といたしましてはこれ両案同時審議していただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

事務局次長（大塚） それでは、すいません。事務局のほうの不便で申しわけありません。今ちょっと井委員さんのほうからご発言がございましたので、よろしければ協議第 13 号の選挙区定数についての提案を各町村のご意見を、まず提案どおりでいいのかどうかそのあたりのご意見を伺った上で両方の中身についての協議をまたしていただくと言う形でお願いできませんでしょうか。まず 13 号のほうを先に申し訳ないです。

会長（河崎敦夫） 事務所設置規程案というのを議決してもらえると、この小委員会の人数とかができないということですね。

波野村（後藤新一君） 今この提出されている議員の定数問題。この字句が違っておりませんか。「各選挙区ごとの定数については合併推進協議会委員で構成する小委員会を設置し、検討する。」という案でございます。ところが、前もってるのは、1月7日にもらった資料ですが、「各選挙区ごとの定数については、議会代表の合併推進協議会委員で構成する小委員会を設置し、云々。消した、消えましたか。それを私消してないから今申し上げてるんですがそういうことでしたんですね。話を改めます。

事務局次長（大塚） 議会代表のほうは抹消しております。申し訳ございません。話をこの協議に元に戻したいんですが 13 号のほう一応各町村のご意見を伺いまして、そして協議第 12 号と併せて小委員会の設置方式等とかそういったことにつきましてご協議のほうをお願いできませんでしょうか。よろしく願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 13 号の定数について協議第 13 号です。定数についてお諮りする前に、設置規程案を先に議決しなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、わかりました。各町村の意見を聞きましょうということでございますから。波野さんから、一つ。

波野村（後藤新一君） じゃあ、ご指定でありますから先に報告します。13 号選挙区定数についてですね、これについては原案どおりです。ただ前もって申し上げときますが、定数については今後協議されると思いますが色々とお願ひしときたいことが多々ございますのでそのへんを申し伝えておきます。以上です。

会長（河崎敦夫） それでは、産山さんお願いします。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野です。この件につきましては前回の時に、小委員会を 2 名をもってという事務局の方から提案されたと思います。そこで私はあの時申し上げましたが役場の事務所の位置ですね。事務所の位置並びに議員の定数ということ、審議する上で 2 名の人達でほんとにいいのかということで申し上げた。そしてそこで波野としてはこの委員協議会の全員で承認をするような重要な審議の内容じゃないかということ、提案したわけです。ですから私たちとしては、内容が本当に重要な問題だからこそみなさんでお知恵を絞って今度の役場の所在地だとか議員の定数だとかいうことは審議していくほうがいいんじゃないかということをご説明をしましたけれども皆さん方のご意見も出たことですから、波野も譲歩するところは譲歩しよ

うということになったわけですが。そのへんのところについては意見はない。けれども大きな問題を審議していく場合においては首長さん達をはずした時には、32名の委員さんが阿蘇が合併した時には3万2,000人しかおらんです。人口が、1,000人に1人の代表者です。ですからけっして、これはけっして大きい委員会だと私は思ってません。これが今まで8回とやってきたけれどもみんなスムーズにやってきたじゃないですか、今までですね。これだけの人数でこれは多いから、どうもこれは協議が難航するぞということは一度もなかったわけでしょ。これも大きな問題で皆さんで知恵を絞って審議するような問題じゃないかということ波野は提案しとる。以上です。

会長（河崎敦夫） 分かりました。はい、産山さん。お願いします。

産山村（井 武也君） 産山の井でございます。協議12号、13号ともに原案どおりでございます。ただ先ほど決定されました小委員会につきましては3名でということ私ども特別委員会では決定してまいっております。よろしく申し上げます。

会長（河崎敦夫） はい、阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい、阿蘇町の高藤でございます。この選挙区定数の問題というのは事務所設置問題同様非常に合併論理の中で極めて重要な問題であろうかと思っております。今波野さんから申し上げられましたように、合併できるかできないかそういった要素まで絡んでいるような重要な問題だというふうに認識しております。つきましては事務所設置を検討する小委員会の中で調整検討を付託しながらお願いしたいということでご提案させていただきたいと思っております。ただあの構成委員でございますけれども、やっぱり議会代表ばかりにでなくして議会代表2名程度それからやっぱり民意を反映していかなければならないそういった事柄がありますので学識の方を1名加えていただいきましてですね3名程度でお願いしたいということでございます。

会長（河崎敦夫） はい、一の宮さん。

一の宮（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原です。選挙区の定数につきましては一の宮町につきましては、事務局提案としますが小委員会の構成については各町村3名とし、新市の事務所設置の方式の小委員会の議員の選挙区の定数についても調査検討をしていただくことを提案します。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町からであります。今もう1点だけ申しのべそこないましたので、といいますのは小委員会2つ程提案してあるようでございますけれども、やっぱりこれ同じ委員会で事務所の問題議員定数の問題、これをやっぱり検討していただくそういったことを阿蘇町としては提案させていただきたい。

会長（河崎敦夫） 小委員会のメンバーが同じメンバーということですか。それぞれ4カ町村からご意見を受けましたが、それぞれの今の発言の中から何かご質問それぞれのご質問がございましたら承りたいと思いますが、もう言いつばなしでよろしゅうございますか。ということは、先程事務所設置の方式もさることながら各町村3名小委員会ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎です。定数は、良いと思います。3名のうちで阿蘇町から議会が2名、学識が1名それぞれ町村にまかせて欲しいという話もあっています。構成メンバーをですねきちっと決めてできたら早めに各町村ごとに出していただかんといつまでもまたもたましていかがでしょうか。

会長（河崎敦夫） 今、一の宮さんのほうからのご意見がございましたようにこのメンバー3人ということについては4町村出揃いました。メンバー構成3人の中にもそれぞれの職域というのですか議員さんとか学識経験者とか区別すべきか4町村にまかせるか、そのことでご討議いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

産山村（井 武也君） はい。

会長（河崎敦夫） はい、どうぞ。

産山村（井 武也君） 委員会の設置につきましては、3名ということをごさいます。それは町村におまかせいただきたいというふうを考えておりますがいかがなものでしょうか。学識が3人かそれぞれの議員さんで構成するというか私の村においては村におまかせいただきたいというふうに。

会長（河崎敦夫） じゃあ各町村独自案ということで3名ということをごさいます。これについて何かご意見ございませんか。

阿蘇町（家入澄雄君） 阿蘇町の家入ですけど阿蘇町は議会代表からこの委員の2人と学識からの代表者一人。阿蘇町は決めてまいりました。3名を決定してまいりました。そういうことで、是非、会の皆さんにはですねやっぱり議会代表から2名学識から1名ということに進んだほうが早く決定されるんじゃないかと思いますがどうでしょうか。

会長（河崎敦夫） じゃあ、みなさんいいですか。学識1名。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤ですが、小委員会のメンバーについて3名です。しかし、その内容についてはですね私どもに任せていただきたいということで色々今阿蘇町、一の宮の方からも定義されましたように、まあ3名でありましたらおそらく前向きになるのではないかと、ただちょっとはっきりとまだ手前どもの委員会で結論が出ていけませんので前向きに検討させていただきたいということで正式については私のほうに任せていただきたいということでごさいます。

会長（河崎敦夫） じゃあ3名ということは一応決定してその議員構成の内容については各町村の自主性にまかせるということでしょうか。細かに1名2名ということではなくてやはり3名議員さんだけのところもあれば、学識経験者のところもあって。どうぞ。

一の宮町（家入哲也君） 波野、産山から意見がありました。この特別委員さんすべての方が、同じくして合併については推進論者の方ばかりでございます。したがって一の宮と阿蘇のほうは3名ということでももちろん小委員会3名でございますが、その決定する議事につきましては、やはり各町村におまかせしてもいいんじゃないかというふうに考えます。そういったことでお諮り願いたいと思います。

会長（河崎敦夫） それではお諮りいたします。それぞれ4カ町村の自主性にまかせるということで小委員会の構成メンバーはそういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） そのようにいたします。それとですね先ほど来、でましたこの小委員会が、事務所の設置方式事務所の小委員会と議員定数の小委員会2つあるわけですが、この構成メンバーについては同一人物でよいという阿蘇町のご意見でございますが、これはこの意見に対してそれぞれの町村さん。

産山村（井 武也君） 同一。

会長（河崎敦夫） 波野さん。

波野村（後藤新一君） 同一。

会長（河崎敦夫） 一の宮さん。

一の宮町（笹原瑞穂君） 同一。

会長（河崎敦夫） それでは新事務所の設置方式等々の設定小委員会と議員の選挙区の定数に関する小委員会と委員のメンバーにつきましては、同一人物ということで決定いたしました。ありがとうございます。それぞれの小委員会の数が決定いたしましたので、改めてこの規程案というのを審議していただければなりません。まず新市の事務所設置方式及び位置候補地選定小委員会設置規程案についてお諮りいたします。原案どおりよろしゅうございますか。原案じゃなくて第3条につきましては12名。総数12名で各町村3名ということにさせていただきたいと思いますが。ご意見ございませんか。じゃあ事務局から。

事務局次長（大塚） それでは説明をさせていただきたいと思います。表題はそれぞれ新市の事務所設置方式の小委員会と議会議員の選挙区ごとの定数に関する小委員会でございます。2つの小委員会の内容が変わっておりますのは、一つは主旨のところがそれぞれの主旨を書いております。そして、所掌事務は先程事務所の小委員会の設置規程につきましては、ご説明しましたけれども選挙区ごとの定数に関する小委員会につきましては、4町村が新設合併し選挙区を設置した場合における議会議員の各選挙区ごとの定数を定める。そしてその他の必要事項というのを所掌事項として上げております。それ以降の委員以降は同じ文章になっております。まず第3条小委員会は先程の話で総数が各町村3名の12名ということになりました。そして小委員会の委員は、これは各町村の方から選任という形になりますけれども協議会の会長が指名するという形で規程は着ております。そして組織としましては小委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。委員長、副委員長につきましては委員の互選を受けることにしております。会議につきましては委員長が召集をする。会議は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。委員長は、小委員会を主催し会議の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時はその職務を代理するというふうになっております。関係者等の出席につきましては、小委員会は必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。これは必要に応じて説明等の関係者の出席を求めることができるということでございます。それと先程お話ししましたけど報告事項としまして委員長は小委員会における審議の経過及び結果については随時協議会の会議に報告するものとする。委員の任期としましては委員の任期は第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了する。最終的には協議会の確認が最終決定であるということでございます。そして小委員会の庶務につきましては合併推進協議会の事務局のほうにおいて処理をいたしたいと考えております。この規程に定めるものの他小委員会の運営に関して必要事項は会長が別に定めるということで必要に応じて作成することにしてあります。最終的に付則としてこの規定は本日了解がいただければ本日から施行するというように考えております。よろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） 規程案でございましたが第3条を訂正いたしております。他に何かご意見ございませんか。はい、どうぞ。

阿蘇町（松村勝美君） 今のこれは一つ検討していただきたいと思いますが、先ほど言われたように新事務所の設置の関係と議会議員の選挙区の関係については、同一小委員会でいくと小委員会のメンバーは同じでいくんだというふうなことが確認されたと思います。そこで2つの規程案で行った場合にはそれぞれ委員長、副委員長をそれぞれ別途に作ってやっていくのか、あるいはその2つを一緒の規程案にして1つの1回の規程として委員長、副委員長を作っていくのか、そこらへんの確認をした上でこの規程を協議していただいたほうがいいんじゃないかというような気がいたします。両方でいけばもちろん両方の委員長、副委員長を作っていくということになるわけですけど、どちらになるかわかりませんがそこらあたりをまず審議していただきたいと思います。同じ規程案の中にどちらかをうちこんで一つの規程案として持っていけば同一小委員会できるといことになるものですから、そこらあたりを協議していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

会長（河崎敦夫） 両方の小委員会で委員長、副委員長というのは両方の委員長、副委員長をするということですかね。どうするかを決めないといけないということですよ。

阿蘇町（松村勝美君） 新市の事務所設置方式の規程の中にですね。設置方式の必要事項の中に選挙区の必要事項もいれまして一応大きく作って同一の委員会の規程の中でやっていくような方法と2つ作って委員長を2つ作るという方法があるかと思いますがそのどちらを採用するのかとそのへんを審議したほうがいいんじゃないかというような気がいたします。

事務局次長（大塚） すいません。規程案を2つ作ってございましたけれども、よろしければこ

の2つの規程を1つにまとめさせていただきまして、先程一緒のメンバーでということがございましたので、できれば事務局サイドといたしましても同じ時に同じように集まっていただいて会長、副会長さんも同じような形で協議していただいたほうが、こちらとしても助かりますのでできればこの規定を、主旨と所掌事項のところについてあわせてようなかたちで一つにまとめたいと思いますけれどもそれでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは事務局設置の小委員会と、議員選挙区定数に関する小委員会を合体した委員会設置規程を作ってそういうことにしたいと思いますがこれにご意見ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあそのようにとりはからいます。他に何か。定数設置に関する小委員会規程案も一緒に、ちょっと事務局にも尋ねたいが、この委員会で決定できない分だと多数決でできるのかどうかとこれは書いてない。3分の2の出席をもって会議が開かれることはわかりますけれども、議決事項はないのか。

事務局次長（大塚） はい、協議事項につきましては、この協議会の場合が一応全会一致原則にしておりますので、この小委員会につきましてもやっぱり全会一致原則で各町村とのやりとりをしながら進めていきたいというふうに考えております。ですからあえてこのあたりは多数決とかそういった文言は入れておりません。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 例えば事務局設置方式及び位置候補及び議員の選挙区及び定数及び云々。及び及びとなりますが、お諮りいたしますが、ただいま私のほうからも申し上げましたように事務局の設置小委員会あるいは議員定数選挙区等々の小委員会を合体した名称にして1つの規程案にしたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 皆様からのご意見だいまの2つの小委員会の規程の中身には十分承認されたものと確信いたしております。従いましてこの規程案は皆様方のご意見をふまえて事務局で案じゃなくて規程をしますから、それで決定していただきと思いますけどよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあそのようにとりはからいます。ありがとうございました。協議 13号を終わりました。

協議第14号 地方税の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 次、協議第14号の地方税の取扱いについてそれぞれ各町村からご意見をいただきたいと思いますが一の宮さんからのほうから一つよろしく願いいたします。地方税の取扱いについてです。

一の宮（笹原瑞穂君） 笹原です。地方税の取扱いにつきましては事務局の原案どおりでございます。

阿蘇町（高藤拓雄君） それぞれの町村間で税率及び納期について相違があるようであります。それで統一する必要があると思います。方法につきましては原案どおりで結構でございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、次、産山さん。

産山村（井 武也くん） 産山におきましては色々方法は各町村と違っておりますけども原案については賛成でございます。

会長（河崎敦夫） 次、波野さん。

波野村（後藤新一君） 地方税の取扱いについて波野村は原案どおりでございます。

会長（河崎敦夫） 原則として4町村とも原案どおりということでございます。

協議第14号の2 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

会長（河崎敦夫）次、協議第14号の2。納税組合・各種奨励金の取扱いについてということでございます。波野村さんお願いします。

波野村（後藤新一君） 14号の2の納税組合・各種奨励金の取扱いについては、提示されておりました原案どおりでよろしゅうございます。

会長（河崎敦夫） 産山さんお願いいたします。

産山村（井 武也君） 原案どおりでございます。

会長（河崎敦夫） ありがとうございます。産山村も原案どおりということで、阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい、阿蘇町からでございます。まず納税組合についてでございますけども、阿蘇町でも納税意欲の向上と滞納の絶滅を期するために昭和48年に結成されたそうでございます。現在220団体あるそうでございます。しかし、最近では色んな問題点が、指摘されてきております。

例えば税の公平性の問題だとか個人のプライバシーの問題だとか、組合自体で新規加入が難しいといった排他的な要素があるということなど問題が色々指摘をされているようでございます。一応当初の目的は、達成されたということでございまして、合併を機に奨励金制度を廃止したり制度の見直しをする自治体が多くなってきているというふうにお聞きをいたしております。そこで、阿蘇町としての提案でございますけども、合併にむけての納税組合のあり方については阿蘇町としては廃止してもいいんじゃないかというふうな考えもありますけども、収納率の低下等の問題が予想されることでもございますので、当分の間は存続もやむを得ないものではないか、しかしながら納税組合を続けるとなれば納税貯蓄組合法のように事務手数料を基本とした方向に移行するなど、新たに4町村統一した手順を作っていく必要があるんじゃないかというようなことでもございます。

例えば対象税目を統一するだとか、奨励金交付手順の統一をするだとか、支払い上限の設定をするそれから、また構成世帯数の設定をするといったようなことであります。それから全納報奨金についてでございますけど、阿蘇町では町県民税それから固定資産税こういったものをこの2つを対象としていたしまして全納報奨金制度を設けております。しかしながら平成13年度に制度を廃止いたしております。

廃止の主旨といたしましては、全納制度は納税意欲の向上や税収の早期確保等をはかるために設けられましたが、当初の目的がほぼ達成されたということでございます。比較的金銭に余裕のある高額納税者が利用しやすい制度であることや、町県民税で全納できない特別徴収者、いわゆる給与から天引きされる方との不公平感。こういったものがでてまいりましてこういった問題が解消するなどの理由から廃止をいたしております。

廃止のメリットといたしましては、事務料が軽減されております。2番目に財政負担の軽減が図られております。3番目に口座振替の推進等が、非常にスムーズにっております。4番目にやっぱり税負担の公平化がなされたということでございまして、廃止後におきましての収納率等の変化は全くございません。以上の理由から阿蘇町といたしましては、全納報奨金は廃止してもいいんじゃないかとそういったことでございます。以上であります。

会長（河崎敦夫） はい、続きまして一の宮さん。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮です。納税組合につきましては事務局原案どおりとするが、全期前納報奨金についても存続し合併までに調整する。

会長（河崎敦夫） ありがとうございます。それぞれ原案どおりの条件付き原案どおりも含めると3町村、阿蘇町が若干色々あったようでございますが、これについてはまた小委員会専門委員会、専門部会のほうに検討をさせたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、じゃあこのようにいたします。

協議第15号 姉妹都市の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 次、協議第15号姉妹都市の取扱いについてでございます。一の宮さんお願いいたします。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮です。姉妹都市の取扱いについてでございますが、合併は事業の将来性や財政負担を考慮し、検討する見直しの好機であります。従って現行どおり新市に引き継ぐとした事務局案を姉妹都市については新市においてその存続について協議することに変更することを提案いたします。

会長（河崎敦夫） 阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町から申し上げます。現在阿蘇町におきましてはアメリカのラグレンジ市、ブラジルのイビポラン市、北海道の阿寒町、2市1町と姉妹都市の提携をしているところでございますけども、合併によって実態がまったく変わるところでありますので、合併を機に1回白紙に戻して清算して必要であるとすれば新市のほうで検討していただくそういういったことをご提案をさせていただきます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） じゃあ次、産山さんお願いいたします。

産山村（井 武也君） 産山におきましても今阿蘇町さんがおっしゃるように今までの取扱いについては白紙にし、新たな市政で検討するというようにしております。

会長（河崎敦夫） 波野さんお願いいたします。

波野村（後藤新一君） 波野村におきましては、一応原案どおりということでございます。ただ申し添えておきますが、それぞれ各町村が目的を持って姉妹提携をしております。これは今後とも継続して欲しいということをお願いしたいと思っております。特に波野の場合前回においては姉妹都市がないということでしたが、今回今までの調査の結果韓国との交流がなされて姉妹都市になっておりますので、そのへんは変更いたしますのでよろしくお願いいたします。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございます。4町村の報告ございましたが、おおかたが合併したのちに引き継ぐということになるのかと思っておりますが、事務局この点の取扱いについては継続ですか、正直なところこの姉妹都市というのは親戚付き合いをするわけでございますが、20年も30年も親戚つきあいをしてほしいあいてきたということでこっちから一方的に断るわけにはいかんのですね。合併を契機に白紙に戻しますということならば相手にも失礼にならないということもあろうかと思っております。この件についてどなたか。

事務局次長（大塚） すいません。ただいま各町村のご意見について確認をさせてもらっていますでしょうか。まず阿蘇町と産山村さんは、一度白紙に戻して必要があれば新市において検討するというようなご意見ということによろしいでしょうか。それと一の宮町さんは新市において存続について検討するというようなご意見でよろしいでしょうか。波野村さんは原案どおり新市に引継ぎ継続するというご意見でよろしいでしょうか。2町村は白紙に戻すというのが一応形としてあります。それでは一応本日のご意見では一の宮町さんと阿蘇町さん産山村さんは合併時点で一応白紙に戻したほうがいいんじゃないかというご意見だったということによろしゅうございますか。

会長（河崎敦夫） それでは波野さん、後日報告そういうことで。継続ということで。

協議第 16 号 国際交流事業の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 次、協議第 16 号国際交流事業の取扱いについて願います。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町でございます。国際交流事業そういった色々な交流事業をたくさんやってらっしゃると思いますけれども、これはやっぱりそれはそれで成果は非常に上がることじゃなかろうかと思えます。こういった交流事業につきましては、姉妹都市提携とは別な考え方でやっぱり交流事業というのは現行どおり続けていく必要があるんじゃないかということをお阿蘇町では提案させていただきたいと思えます。

会長（河崎敦夫） 次、一の宮さん。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮です。国際交流につきましては、姉妹都市と同様に国際交流事業については新市においてその事業の存続について検討することに変更をすることを提案いたします。

会長（河崎敦夫） はい、波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野におきましてはですね。これにつきましては現行どおりです。ただ前回報告されましたように韓国等が入ってございました。これは先程申し上げました姉妹都市ということになりました。したがって今回は、国内の交流を先として大分県の蒲江町それから島根県の金城町を付け加えて変更させていただきまます。以上です。

会長（河崎敦夫） 産山さん、お願いします。

産山村（井 武也君） 産山におきましてはヒゴタイ交流として非常に大きな国際交流が残っておるわけでございますが、それはそれなりとして部会で一つ検討していただきまして、従来どおり継続していただくということだけをお願いしておきます。以上です。

会長（河崎敦夫） それぞれ新市町において決定するということ継続するというご意見がございましたが、どのような形ででしょうか。継続ということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） 申しわけありません。もう一度確認をお願いいたします。先程の姉妹都市の取扱いについては、一応姉妹都市提携そのものは白紙に一度戻してというお考えのご意見が多かったと思えます。今の国際交流事業取扱いにつきましては、一の宮町さんにつきましては先程の姉妹都市と同じような形で、新市において存続して検討するということでしたけども、阿蘇町さん産山村さん波野村さんについては、この交流事業そのものが現行どおり継続したほうが良いんじゃないかという様なご意見だったように私のほうではとれたんですけどもいかがでございますでしょうか。

阿蘇町（家入澄雄君） 阿蘇町の家入ですけど、この国際交流事業というのは、国際という文言がですね一の宮さんたちも波野さんたちも今言われましたように国内にも交流事業があるわけですね。この文言が国内にとってもいいわけですか。そうしますと一の宮さんが資料の中には全然交流事業が書いてなかったんですけど、一の宮町というのは日本の中で一の宮という地名をとったところで、その交流事業がありやせんですか。一の宮サミットというのがよく新聞で読みますが、それは交流事業ではないわけですか。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮です。今阿蘇町さんから一の宮さんはどうかということでしたが、今まで長く続いておりましたが去年の淡路島で一応閉鎖をしまして、消えました。

会長（河崎敦夫） 国際交流という文言なのか国内外交流というのか、国際交流はやめるけども、国内交流は継続することがあると。

事務局次長（大塚） 資料の中には国際交流事業というようには書いてありますけれども、国際交流事業と国内で各町村単位で行っておられる交流事業も参考に含めさせていただいております。こちらの事務局のほうの提案といたしましては、あわせてそのまま継続というようなことで気持ちとしてはそういった形を出してみました。ちょっと一の宮町さんのほうでご意見が異なっ

ておりましたので、よくもう一度検討させていただいてよろしいですか。

一の宮町（宮崎昭光君） 継続ということもいるかと思いますが、やっぱり合併に向かった新まち構想、ビジョンこういった例えば姉妹都市とか国際交流とか当然必要な事業でございます。やっぱりこういったことは、合併後の新町の中で当然やらなんことでございますので、合併後の協議ということでいかがでしょうか。新たに全体を見直して私は計画していくことだと思います。

一の宮町（家入哲也君） 先ほど全国一の宮フェスティバルにつきましての経過報告をうちの特別委員長からしたわけですが、これは我が町だけがこれを断絶したわけではございません。すべての一の宮の市・町がやはり合併ということを前提にして、この後一の宮なくなるんだということでこういったものを、一つ白紙に返すということで阿蘇の一の宮だけじゃなくて、全国一の宮が合併ということをつまえてこれを解消しようという全体的な合意でございます。したがって先ほどから申し上げますように、この後も国際交流や国内交流につきましても新たな新市町でやはり、その意義あるいはその効果につきましても、十二分にこの新しい市と町で審議し、あるいはその認識を深めながらそれを審議していくべきじゃないかというふうに考えます。したがってまた各町村では継続ということでございますがやはりこれは必ずしも廃止するわけじゃないと思います。やはり新しい町あるいは市の中で、大いに論議を重ねながら、さらに付加することも私は可能であると思いますので、この場ではやはり新しい町・市に一つゆだねていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに考えておるところです。

会長（河崎敦夫） はい、事務局は説明しときますか。

事務局次長（大塚） 今、各町村のご意見を整理しまして、少し文言の修正を再度ちょっと提案をお願いしたいと思います。国際交流事業については現行どおりに新市に引き継ぐものとし、新市において存続について協議するという形ではいかがでございますか。今の状態を合併直前のそのままの状態を引き継ぐという、ですから当然各町村ごとに合併直前の状態で色々変わってるところもあるかと思いますが。

一の宮町（宮崎昭光君） 国際交流事業というのは色々ございます。各町村ございますけど、その中で整理を私はしていただきたいと思います。どうしてもこれは全体的な新まち構想の中でも引き継いでいくべきとか色んな大きな部分があると思います。新たに新まち構想の中でも当然国際交流とか姉妹都市とか色々ございます。大きな新しいまちとして事業の一環で捕らえなきゃいかん、ある程度は整理が必要じゃないかと思います。そのまま引継ぎじゃなく。

会長（河崎敦夫） それぞれ町村検討されたと思いますが、姉妹都市の関係でいつかどこかで合併がいいチャンスだということもあるわけです。これ姉妹都市の取扱いも国際交流の取扱いについても似たりよったりのところがございまして。

産山村（井 武也君） 国際交流の件でございますが、一の宮さんの言葉をかえすようでございますけど、私の村におきましては内容につきましては継続していただきたいというような要望を申し上げたわけでございます。ただその部会において内容についてご検討お願いしますということでございますが、実は産山村におきましては非常に人材育成という資金を設けまして1億円の創生資金を使ってタイとの交流をやって非常に成果を上げているわけでございます。本年15周年を迎えるわけでございますが、村をあげて中学校を対象にして非常に成果が上がっております。また、めずらしい企画でございます。これを何とかして継続していただかなければどうしようもないというような考え方を率直にいつ申し上げたいわけでございますが、それを前提にいたしますと合併協議の中に支障をきたしますので、これは継続の形で一つご認識をいただきたい。くれぐれもお願いいたしますというわけでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） 交流事業を継続するんですか。ということでしょうね。それぞれ4町村どうしてもこれだけははずせない交流事業だというのがあろうと思います。5つあるのに2つ3つは中止してもこれだけは残したいというのが各町村気持ちの中にあるかと思いますが。そうなるとや

はりこれ継続という形にならざるをえないのではないか。これについては今後の庁舎の位置、議員の定数枠組よりも案外簡単にいくんじゃないかと思います。じゃあまた別の委員会で継続審議しなくちゃいけないんじゃないかならうかと思います。そういう取扱いでよろしゅうございますか。専門部会に審議付託するというところでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあそのようにとりはからいます。ありがとうございました。

協議第 17 号 広報・公聴関係事業の取扱いについて

会長（河崎敦夫）次、協議第 17 号で広報・公聴関係事業の取扱いについて議案といたします。これは、一の宮さん。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮です。これは事務局原案どおりでございます

会長（河崎敦夫） 阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町も一の宮さんと同様でございます。原案どおりで結構でございます。

会長（河崎敦夫） 産山さん。

産山村（井 武也君） 原案どおりでございます。

会長（河崎敦夫君） じゃあ、波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野村も原案どおりです。

会長（河崎敦夫） 次は提案事項でございますが、10 分間休憩だそうでございますが。

午後 2 時 50 分 休憩

午後 3 時 00 分 再開

議題（2）提案事項 新市建設計画について（将来ビジョン）

会長（河崎敦夫） それでは引き続き今度は次回の協議会でございます。具体的に協議があるわけでございますが、次回の協議会についての提案事項ということでございます。事務局ご説明を願います。

事務局次長（大塚） それでは事務局のほうから提案事項について説明をさせていただきたいと思えます。提案事項が 4 つございます。1 つは新市建設計画将来ビジョンについて。次が投票区の見直し・開票所の選定について。次が農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。そして学校教育関係の取扱いについてというこの 4 つがございます。

まず新市建設計画について説明させていただきます。資料はお手元に別紙でお配りしております。将来ビジョンの構想素案というこれでございます。将来的にはカラーでありますけれども今日はまだコピーの段階でお配りしております。阿蘇中部 4 町村の新市将来ビジョンは、住民の方に合併に関する基本的な考え方や合併した場合の新市の将来像について示すものです。このビジョンをたたき台としながら、新市の建設計画をまた作成していくこととなります。本日の新市将来ビジョン（構想素案）につきましては、先日の住民アンケートをふまえて新市のまちづくりにあたっての方向性を素案として提案させていただきました。これは企画部会のほうで、この間詰めながら作成したものであります。それでは中身について簡単にご説明させていただきたいと思えます。まず表紙にキャッチフレーズ写真等がありますけれども、この写真につきましては最終的にはイラストに変える方向で今部会のほうで検討しております。1 枚お開きください。すみません。そのままの状態でお開きいただけませんでしょうか。 都市！（キャッチフレーズ）という形で書いてある状態と思えます。新市につきましては、九州のほぼ中央に位置し熊本、大分を結ぶ東西の交流軸と、福岡、宮崎を結ぶ南北の交流軸の拠点となります。それをそこに図で示しております。その下に 4 町村の紹介ということで、各町村の内容について紹介をさせていた

だいております。左をお開きください。左右をお開きください。一番左に新市の将来イメージ(住民アンケートより)というのが記載されております。これはこの間アンケートをとった中身ですけどもこの中で非常に結果として住民の意向が強かったのが、まず阿蘇の自然や地形、環境を損なうような開発を行わず自然と調和したまちづくりを進めるというのが一番多ございました。それと4番の地域ごとに行政、物流、情報などのさまざまな機能を集中する拠点を整備し、全体が均衡のとれたまちづくりをするというのがその次に多かったものです。これは複数回答で出させていただいております。この住民アンケートの結果から、新市のイメージとしまして一番下に書いてありますけども、自然と調和し地域の特色を活かした拠点を形成するとともに、全体にバランスのとれたまちづくりを進めるというように書かせていただいております。真中をご覧ください。新市の将来ビジョン構想その中の基本構想ということでその下に新市では地域の特性を生かしながら均衡のとれた新しいまちづくりを進めます。ということを書いてあります。7本の柱を設けておりますけれども、まず1が阿蘇の自然と共生する環境都市。2が元気あふれる産業の育成。3が魅力あふれる大阿蘇の観光作り。4番が情報通信技術(ITを活用したまちづくりの推進)。5番が安心して暮らせる安全で快適なまちづくり。6番が教育スポーツ、生涯学習都市作り。7番に住民参加したによる自立したまちづくりの推進。とういこと書かせていただいております。そのそれぞれの視野の中にキーワードとしていくつかのキーワードを入れさせていただいております。ここでお時間の関係で全部読みませんけれども、ゆっくりご覧になっていただきたいと思っております。それぞれの中にキーワードを入れさせていただいております。最終的にはこの全体の中に背景等にイラストを入れたりしながら、もう少しやわらかい形で作成をしたいというふう考えております。それと今キーワードの形で例えば自然と共生する環境都市作りにつきましましては、国立公園の保全とか風力、太陽光発電等の新エネルギー導入とかそういったキーワードだけを入れさせていただいておりますけれども、中身についてはそれぞれ文章化をして整理したいというふう考えております。現在の段階では一応キーワードだけをはめこましていただいております。そして右側をご覧ください。新市で今後力を入れていく分野、これも住民アンケートからとったものでございます。まず下のほうにあります、農林畜産業、商工業、観光など産業経済振興の分野それと阿蘇の地域自然を活用した観光振興の分野これが一番高うございました。いわゆる経済の分野が、一番高く出ているところでございます。その次に上のほうになりますけれども、高齢者福祉や障害者福祉の広域利用、保健事業のサービス提供分野いわゆる福祉保健医療分野が次に上げられております。そしてその次に森林や河川などのいわゆる自然環境保全分野というのが、その上に柱として出てくるのではないかと思います。こういったアンケート結果をもとにこの構想素案を作らせていただいております。資料の次のページをお開きください。裏側にありますけれども、合併の意義について色々あげさせていただいております。それと合併の効果ということで3つあげさせていただいております。そして新市の人口規模最終的にはこれは平成12年度国勢調査で有りますけれども、32,281人の10,340世帯ということでございます。それと先ほど修正申し上げませんでしたけれども、合併までの手順ということで任意協議会が平成14年8月1日に設立されて新市発足が平成17年3月末までということで書かせていただいております。その下には若干協議会の説明を文章で書いております。一番最後になりますけどもこの新市将来ビジョン構想素案は、一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村で構成する阿蘇中部4町村合併推進協議会が作成したものです。ここには合併に関する基本的な考え方や、新市のまちづくりにあたっての方向性を「案」として提案しています。今後、法定協議会に移行しこの「将来ビジョン(構想素案)」を「たたき台」として、「新市建設計画」を作成することになります。これをたたき台に具体的な中身を詰めながら新市建設計画というものを今後作成していきます。建設計画の作成にあたっては住民の皆様の見解を反映させながら作成していきたいと考えています。ということでまとめさせていただきまして、一応概要でございます。今回のこの新市将来ビジョンの原本案

を元にし、企画部会のほうで2月いっぱいをめどに更に修正検討を加えさせていただきたいと考えております。本日おしまいになりましたけども各委員さんのほうでも、このビジョンに關しますご意見ご要望または、例えばキーワードとしてこういったものを入れたほうがいいんじゃないかとか、そういったご意見等につきましては各町村の企画部会の担当職員のほうにお知らせをいただけませんか。2月いっぱいにはそういった形で各町村の方で、委員さん方のご意見をふまえながらこれをたたき台にして修正を加えていきたいというふうに考えております。各委員さんのご意見をふまえながら、企画部会で検討し修正を加えたものを3月のあたまには、最終的に最終原稿的なものになりますけれども、各委員さんのほうにお配りをしましてまたご覧いただきたいというふうに考えております。そして3月の協議会で最終的な印刷原稿につきましてその時点でカラー版になると思いますけども了解をいただきまして、そして、3月中にはできれば各町村の住民の方々に各家庭にすべて配布できるような状態にしたいというふうに考えております。すみませんけれどもよろしくお願ひいたします。このビジョンを3月中に各家庭にお配りしますけれども、4月以降に今度は住民の方たちや専門部会をとおしてのワークショップ等を行いまして、具体的な中身を詰めながら新市の建設計画のほうを今度はまた詰めていきたいというふうに考えております。当然新市の建設計画につきましては、各委員さん達のご意見をうかがいながら具体的に作成をしていきたいというふうに考えております。将来ビジョンにつきましては以上のとおりです。引き続き次の協議事項よろしゅうございますでしょうか。

提案事項 投票区の見直し・開票所の選定について

事務局次長（大塚） 次に投票区の見直し開票所の選定についてでございます。資料の4ページになります。12月の第6回協議会におきまして旧町村ごとに選挙区を設置するというところで了解をいただいております。資料のページ4は現在の各町村の投票等の情報を記載したものであります。選挙区設置ということに伴いまして投票区の見直しや開票場所の選定について合併までに調整するというところで提案をさせていただきました。

提案事項 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

事務局次長（大塚） 次に資料の5ページ目をお開きください。資料の5ページ目から9ページ目までが農業委員会の委員の定数及び任期についてという項目でございます。資料の5ページ目には調整案とあわせて産業部会の意見というものを添付させていただいております。産業部会の意見としましては市町村合併の本旨から、新市に1つの農業委員会を置くことが原則であることこれについては資料の9ページ目に先進地事例という真中あたりに参考で書いてあります。篠山市、西東京市、さいたま市、あさぎり町が書いてありますけれども、いずれも新市に1つの農業委員会というような形で調整をされております。1つにすることにより、旧町村の枠をこえた農地の流動化が促進され、担い手の育成や規模拡大等による農業経営の確立が出来るのではないかとといった点から、産業部会の意見としましては新市に1つの農業委員会を置くということでございます。しかし、この意見を元に3回にわたりまして各町村の農業委員会の会長さん、副会長の合同の会議を行いました。その中で地域によって農業形態や農業の方向性は違うんだということで、農業委員会を1つにすることと複数にしたほうがいいんじゃないかということで意見が別れまして、最終的にページ5の左側にあります農業委員会の定数については、2つの案で提案をさせていただきました。この2つの案の違いを簡単に申し上げますと、一つは新市において設置する農業委員会と委員の数を1つとするのか2つとするのか、もう一つは選挙区ごとの議員の定数について合併後に定めるのか合併までの間に定めるのかという2点でございます。案の1につきましては、「1つの農業委員会そして選挙による委員の定数は、法定定数上限の30人以内、選挙区については4つの選挙区を設け、これは旧町村ごとに4つの選挙区を設け、選挙区

ごとの定数は合併後に条例で定める。」というところでございます。次に案の2のほうは、「一の宮町、阿蘇町で1つ、産山村、波野村で1つの併せて2つの農業委員会を設置し、定数については一の宮、阿蘇町が20人産山村、波野村の委員会が10人そして4つの選挙区を設け選挙区ごとの定数は合併時に条例で定める。合併前に調整を行って合併時点では条例で定められるようにする。」というところでございます。参考までに申しますけども、一の宮町、阿蘇町の農業委員会及び専門部会の意見はここに書いております案の1の意見です。波野村、産山村の農業委員会のご意見は案の2でございます。次の農業委員会の委員の定数、委員の任期についてでございますけども、委員の任期につきましては、選挙による委員の任期については合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年を超えない範囲で合併時の委員が引き続き在任するというところで4町村の意見がこれについては一致しております。なお、選任による委員につきましては特例が設けられておりませんので合併時に身分を失うため、合併に併せて速やかに選任する必要があるというところでございます。

提案事項 学校教育関係の取扱いについて

事務局次長（大塚） 次に資料の10ページ目をお開きください。資料の10ページ目から19ページ目までは、学校教育関係の取扱いについてというところでございます。ページ10が学校の統廃合、ページ11が特殊学級の取扱い、ページ12が学校施設の状況についてそれぞれ現況を示しております。まず、学校の統廃合につきましては将来的に児童数の減少が予想され、複式学級の解消のためにも統廃合が必要となってくることが予想されます。調整案としましては「新市において児童生徒数の推移により、必要に応じ計画的に実施を行う。」というところでございます。次に11ページの特殊学級の取扱いにつきましては「現行のまま新市に引き継ぐ。」というところでございます。その次の学校施設の整備につきましては、施設の老朽化により改修や改築の必要性がありまして、また耐震調査も必要でありますことから「新市において学校施設整備計画を策定し、計画に沿って整備を行う。」というところでございます。13ページ目から15ページ目は中学校の例ですが、小学校と同様の取扱いですので、省略させていただきます。ページの16、17は奨学金貸与の取扱いになります。一の宮町に高校生を対象とした奨学金がございます。波野村に4年生大学、短大等を対象にした奨学金がございます。調整案としましては新市の将来を担う若い人材の育成のために「新市において基金を創設し、高校、大学（短大）専修学校の学生・生徒を対象とする奨学金制度を設立する。」というところでございます。次にページ18、19をご覧ください。18、19ページは学校給食の取扱いでございます。給食費につきましては「当面現行どおりとし、合併後、新市において調整・検討し統一化を図る。」というところでございます。現在各町村にあります給食センターにつきましては「当面現行どおりとし、新市において管理・運営を検討する。」というところでございます。それと給食費の会計及び徴収方法については、「合併後、新市において検討する。」という形で決めさせていただいております。それとそこに、学校給食補助金について書いてあります。補助金については現行どおりですが、「補助金・交付金等の取扱い」という項目で、また他の補助金等もまとめまして別途出させていただきたいというふうに考えております。資料の2ページ目に戻っていただきたいと思いますけども、今お話ししましたところから提案事項としてまとめさせていただいております。の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、2つの案でそのまま提案をいたしておりますけども、次回の協議会でのご協議のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

会長（河崎敦夫） 今、次回の協議事項についてご報告ございましたが、何か質問ございませんか。ないようでしたら、提案事項について。どうぞ。

波野村（市原正次君） 波野の市原です。今、私農業委員の会長をやっております。この件に出とりますけども、会長、副会長、事務局を入れて会合を4回程開いております。その推進委員

会になにもなくして農業委員会をあげてもどうしようもないと思って、私は推進委員に農業委員さんがいなかったもので、私が頭を痛めまして会長さんを集めてお話をし最終的にこの2つの案になっておりますけども、各町村の推進委員の方は各地区に帰られて農業委員の会長なり副会長なり農業委員さんのほうにご相談をされると思いますけども、農業委員さんのほうは全部知ってると思います。これをどっちかの案にするには、阿蘇町と一の宮が30人ということで1つの農業委員会、産山と波野が2つの農業委員会をしたいとそうのように決まっておりますけれども、波野としても産山としてももう少し考えるところがあるんじゃないかなということ、ここで一応ご報告をしときます。農業委員会としても公職選挙法で選ばれて一生懸命やってるわけです。合併すればなおのこと農業委員会のことが大切で農家の方も多いんです。そこへんをよろしくご審議の程各町村の方よろしくお願いしときます。

会長（河崎敦夫） 他にございませんか。

一の宮町（家入哲也君） もっとも大事な部分の小委員会なるものが承認をされたわけですが、速やかにことを進める上から、うちの町の方はすでに小委員会の人選がすすんでおります。したがって各他の町村におかれましても、この人選を速やかにされて早く稼働するようにお願いしたい。一番大事な問題を審議する機関でございますので、特にこの旨について要望して終わりたいと思います。

事務局長（岩瀬） ただいま家入議長さんからありましたですけども、先程の小委員会設置規定承認していただいたことについて述べていただきました。各町村から3名ずつ人選いただくことが各町村人選となりましたので、事務局としては早いほうがいいですから出来れば提案は一応2月20日頃までには人選を終えて、各町村総務課長さんのほうにご連絡いただきそこから事務局へご連絡いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題（3） その他

会長（河崎敦夫） 他にございませんか。

事務局長（岩瀬） それでは長時間申しわけありませんが、本日の資料で予算のことをお配りさせていただきました。ページ綴りになっておりますけれどもこの予算につきましては、15年度予算に関するもので4町村の負担金からこの協議会が運営されております。各町村に次年度の必要予算としてお願いするものでございますが、3月の町村議会で負担金が提案されると思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。本協議会での予算審議は各町村の予算が議決していただいた後に、4月の協議会で正式に審議していただくことになるとは思いますが、総額は昨年度より4,837,000円マイナスの15,240,000円を来年度の予算にいただきたいと思っております。この予算資料の4ページだけを説明させていただきます。4ページに歳出、歳入の合計が書いてありますけれども必要としますお金は15,240,000円で町村の負担金をお願いするものが、一の宮町が3,886,250円、阿蘇町が4,136,250円、産山村さんが3,602,250円、波野村さんが3,604,250円、以上の金額が各町村の議会に負担金として提案されると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また内容については、本日は説明を省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第6 次回開催日

会長（河崎敦夫） いいですか。それでは次回の協議会について日程を決めたいと思います。

事務局次長（大塚） 次回の協議会につきましては、先日第2回火曜日ということでご提案を申し上げ確認いただきましたので、3月11日の火曜日、場所は本日のこの会場においてということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町から1点だけお願いがございますけども、机が狭いために資料

が置けないような状態でございますので、できればもう1つ机を用意していただけると。落ちるんですよ。何かご検討いただけませんか。

事務局長（岩瀬） それでは次回の開催日につきましては、皆さん方諸行事があられるようでございますけれども、3月11日火曜日に午後1時からこの場所ということになりました。あっ、1時半からですね。また、小委員会の委員の名簿の提出は、2月20日までに各町村総務課長さんをお願いいたします。

日程第7 閉会

会長（河崎敦夫） 改めて確認いたしますが、小委員会のメンバーにつきましては、2月20日までに各町村提出していただきたいと思います。以上で終わりでございますが、ほんとに長時間ご審議いただいてありがとうございました。今日の協議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

午後3時30分 閉会